

令和3年8月25日

道路局 国道・技術課

## 橋梁等の2020年度(令和2年度)点検結果をとりまとめ ～道路メンテナンス年報(2巡目の2年目)の公表～

- 2013年度の道路法改正等を受け、2014年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2018年度に1巡目点検が完了し、2019年度から2巡目点検が実施されています。
- また、道路の舗装については、今後の効率的な修繕に向け、舗装の現状を把握することを目的に、国土交通省では2016年度に舗装点検要領を策定し、国、地方公共団体において点検要領等をもとに定期点検を実施しているところです。
- 今般、2020年度までの点検や診断結果、措置状況等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

### 1. 2巡目点検は1巡目点検より着実に進捗 ( p1 )

- 2巡目(2019年度～2020年度)の点検実施状況は、橋梁:38%、トンネル:34%、道路附属物等:40%と、1巡目点検よりも着実に進捗しています。

### 2. 地方公共団体の修繕等措置の着手・完了率が低水準 ( p4 )

- 1巡目点検で早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の橋梁における地方公共団体の修繕等措置の着手率は55%、完了率は35%と低水準となっています。(2020年度末時点)  
＜参考＞国土交通省:着手率83%、完了率42% 高速道路会社:着手率66%、完了率45%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしていますが、地方公共団体において5年以上前に判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁の措置の着手率は、6～7割程度と遅れています。

### 3. 舗装の修繕等措置の着手率が低水準 (国土交通省、地方公共団体 **新規**) ( p9～10 )

- 2017年度以降4年間の点検の結果、修繕段階(判定区分Ⅲ)の舗装の延長は、国土交通省:約5,900km、地方公共団体:約8,900km
- このうち、修繕等措置に着手した割合は、2020年度末時点で国土交通省:15%(約900km)、地方公共団体:15%(約1,400km)

### 4. 「全国道路構造物情報マップ(損傷マップ)」を初公開 **新規** ( p12～13 )

- 老朽化対策状況の更なる見える化を図るため、直近5年間の点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁、トンネル、道路附属物等の諸元や点検結果、措置状況等を地図上で閲覧できる「全国道路構造物情報マップ(損傷マップ)」を初公開  
【公開 URL】 <https://road-structures-map.mlit.go.jp/>
- 加えて、各都道府県における道路管理者毎の老朽化対策状況を視覚化した情報を初公開  
【公開 URL】 [https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen\\_maint\\_r02.html](https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_r02.html)

国土交通省では、点検結果を踏まえ、高速道路会社および地方公共団体と連携して計画的なメンテナンスを引き続き実施して参ります。

道路メンテナンス年報は、以下の Web ページにてご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen\\_maint\\_index.html](https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_index.html)

＜問い合わせ先＞

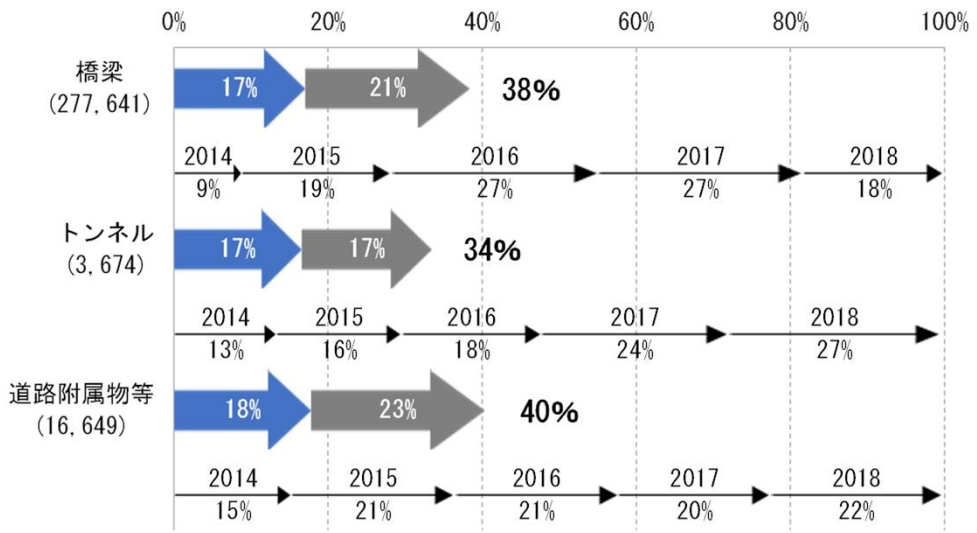
国土交通省道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室 課長補佐 谷、二宮(内線 37892、37863)

(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8494 (FAX) 03-5253-1620

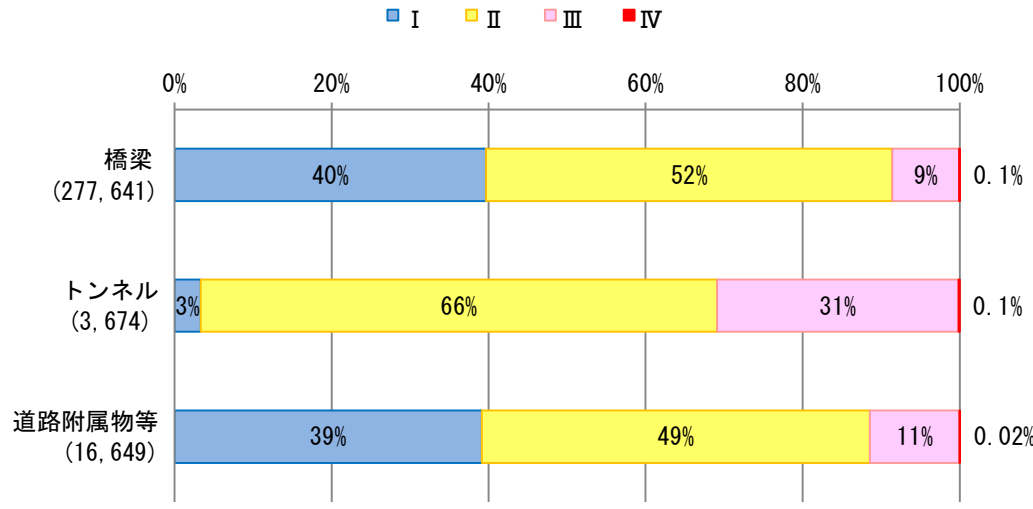
# 橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果 2巡目(2019～2020年度)

- 全道路管理者の2巡目(2019～2020年度)の点検実施状況は、橋梁:38%、トンネル:34%、道路附属物等※:40%程度。
  - 例えば、橋梁は1巡目に比べ10ポイント増加するなど、点検が前回より進捗しています。
  - 全道路管理者の2019～2020年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:9%、トンネル:31%、道路附属物等:11%。
- ※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

## 2巡目(2019～2020年度)の点検実施状況



## 2巡目(2019～2020年度)の点検結果



※( )内は、2019～2020年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

➡ 2019年度   
 ➡ 2020年度   
 ➡ 1巡目点検(実績)

※( )内は、2019～2020年度に点検を実施した施設数の合計。  
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



# 橋梁の損傷事例

## 判定区分Ⅲ

早期措置段階「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」



国管理 床版鉄筋露出  
※床版:橋の裏側



地方自治体管理 主桁腐食



地方自治体管理 支承腐食

## 判定区分Ⅳ

緊急措置段階「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」



国管理 主桁腐食・欠損



地方自治体管理 床版鉄筋露出



地方自治体管理 橋脚洗掘

# 修繕等措置の実施状況の集計について

- 2014年度から2020年度までの7年間で実施した点検において、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設の修繕等措置の実施状況を以下の通り整理。

	1巡目点検施設の 修繕等措置の実施状況	直近5年間の 修繕等措置の実施状況
措置が必要な 施設数	1巡目(2014年度～2018年度)の点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設数	直近5年間(2016年度～2020年度)の点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設数
措置に着手済み の施設数	上記の内、2020年度末時点で修繕等措置(設計含む)に着手した施設数	上記の内、2020年度末時点で修繕等措置(設計含む)に着手した施設数
集計意図	1巡目点検結果に対する修繕状況。 次回定期点検まで(5年以内)に修繕等措置を講ずべきであるため、2023年度までに措置率が100%になることを目標としている。	5年に1回の定期点検であるため、直近5年間の点検結果が概ね全ての施設の最新の点検結果となる。 最新の点検結果に対する修繕状況。
対象ページ	P4, 5	P6, 7

# 1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2014年度～2018年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅳ)と診断された橋梁の修繕等の措置に着手した割合は、2020年度末時点で国土交通省:83%、高速道路会社:66%、地方公共団体:55%、完了した割合は、国土交通省:42%、高速道路会社:45%、地方公共団体:35%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしていますが、地方公共団体において5年以上前に判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁の措置の着手率は、6～7割程度と遅れています。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2020年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)		(参考)2019年度末時点		
				点検年度	0% 20% 40% 60% 80% 100%	措置に着手済の施設数	うち完了	
国土交通省	3,411	2,845 (83%)	566 (17%)	2014	77%	2,359 (69%)	1,071 (31%)	
				2015	69%			
				2016	41%			
				2017	18%			
				2018	14%			
高速道路会社	2,537	1,669 (66%)	868 (34%)	2014	82%	1,202 (47%)	705 (28%)	
				2015	85%			
				2016	53%			
				2017	32%			
				2018	12%			
地方公共団体	62,836	34,419 (55%)	28,417 (45%)	2014	57%	21,376 (34%)	12,869 (20%)	
				2015	47%			
				2016	36%			
				2017	22%			
				2018	17%			
都道府県 政令市等	20,484	14,156 (69%)	6,328 (31%)	2014	64%	9,052 (44%)	5,057 (25%)	
				2015	54%			
				2016	41%			
				2017	27%			
				2018	23%			
市区町村	42,352	20,263 (48%)	22,089 (52%)	2014	53%	12,324 (29%)	7,812 (18%)	
				2015	44%			
				2016	33%			
				2017	19%			
				2018	13%			
合計	68,784	38,933(57%)	29,851(43%)		完了済	着手済	24,937(36%)	14,645(21%)

※1巡目(2014～2018年度)点検施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕等措置(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(2020年度末時点)

↑:2020年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

2014年度点検実施(6年経過):100%、2015年度点検実施(5年経過):100%、2016年度点検実施(4年経過):80%、2017年度点検実施(3年経過):60%、2018年度点検実施(2年経過):40%



# 1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

- 1巡目(2014年度～2018年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅳ)と診断されたトンネルの修繕等の措置に着手した割合は、2020年度末時点で国土交通省:90%、高速道路会社:90%、地方公共団体:76%、完了した割合は、国土交通省:70%、高速道路会社:80%、地方公共団体:48%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳであるトンネルは次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしていますが、地方公共団体において5年以上前に判定区分Ⅲ・Ⅳと診断されたトンネルの措置の着手率は、8～9割程度と遅れています。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2020年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)		(参考)2019年度末時点		
				点検年度	0% 20% 40% 60% 80% 100%	措置に着手済の施設数	うち完了	
国土交通省	515	463 (90%)	52 (10%)	2014	97%	417 (80%)	294 (56%)	
				2015	89%			
				2016	61%			
				2017	47%			
				2018	25%			
高速道路会社	692	624 (90%)	68 (10%)	2014	95%	564 (82%)	438 (63%)	
				2015	95%			
				2016	81%			
				2017	50%			
				2018	45%			
地方公共団体	3,205	2,422 (76%)	783 (24%)	2014	67%	1,500 (47%)	900 (28%)	
				2015	66%			
				2016	62%			
				2017	41%			
				2018	29%			
都道府県 政令市等	2,343	2,001 (85%)	342 (15%)	2014	75%	1,262 (54%)	756 (32%)	
				2015	67%			
				2016	65%			
				2017	44%			
				2018	40%			
市区町村	862	421 (49%)	441 (51%)	2014	51%	238 (28%)	144 (17%)	
				2015	54%			
				2016	43%			
				2017	26%			
				2018	17%			
合計	4,412	3,509(80%)	903(20%)		完了済	着手済	2,481(56%)	1,632(37%)

※1巡目(2014～2018年度)点検施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕等措置(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(2020年度末時点)

↑:2020年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

2014年度点検実施(6年経過):100%、2015年度点検実施(5年経過):100%、2016年度点検実施(4年経過):80%、2017年度点検実施(3年経過):60%、2018年度点検実施(2年経過):40%

# 直近5年間で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

○ 直近5年間(2016年度～2020年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅳ)と診断された橋梁の修繕等の措置に着手した割合は、2020年度末時点で国土交通省:57%、高速道路会社:40%、地方公共団体:39%、完了した割合は、国土交通省:14%、高速道路会社:18%、地方公共団体:16%

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	うち完了(C)	未着手施設数	2020年度末時点	
					点検年度	措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)
国土交通省	3,566	2,019 (57%)	487 (14%)	1,547 (43%)	2016	38% 91%
					2017	18% 72%
					2018	14% 63%
					2019	4% 43%
					2020	0% 22%
高速道路会社	2,686	1,061 (40%)	484 (18%)	1,625 (60%)	2016	53% 83%
					2017	32% 58%
					2018	13% 24%
					2019	4% 33%
					2020	0% 14%
地方公共団体	54,918	21,378 (39%)	8,698 (16%)	33,540 (61%)	2016	36% 59%
					2017	21% 44%
					2018	15% 37%
					2019	4% 30%
					2020	1% 22%
都道府県 政令市等	18,225	9,144 (50%)	3,433 (19%)	9,081 (50%)	2016	41% 71%
					2017	26% 61%
					2018	22% 59%
					2019	4% 36%
					2020	0% 23%
市区町村	36,693	12,234 (33%)	5,265 (14%)	24,459 (67%)	2016	34% 54%
					2017	18% 36%
					2018	12% 25%
					2019	4% 26%
					2020	1% 21%
合計	61,170	24,458(40%)	9,669(16%)	36,712(60%)		完了済 着手済

※直近5年間(2016～2020年度)の点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕等措置(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(2020年度末時点)

↑:2020年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

2016年度点検実施(4年経過):80%、2017年度点検実施(3年経過):60%、2018年度点検実施(2年経過):40%、2019年度点検実施(1年経過):20%、2020年度点検実施(0年経過):0%

# 直近5年間で判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況

○ 直近5年間(2016年度～2020年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅳ)と診断されたトンネルの修繕等の措置に着手した割合は、2020年度末時点で国土交通省:63%、高速道路会社:60%、地方公共団体:62%、完了した割合は、国土交通省:23%、高速道路会社:42%、地方公共団体:30%

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	うち完了(C)	未着手施設数	2020年度末時点	
					点検年度	措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)
国土交通省	427	268 (63%)	100 (23%)	159 (37%)	2016	55% 91%
					2017	46% 76%
					2018	26% 64%
					2019	4% 58%
					2020	0% 34%
高速道路会社	458	276 (60%)	194 (42%)	182 (40%)	2016	83% 97%
					2017	50% 74%
					2018	46% 56%
					2019	10% 35%
					2020	2% 14%
地方公共団体	2,876	1,776 (62%)	869 (30%)	1,100 (38%)	2016	62% 88%
					2017	40% 77%
					2018	28% 60%
					2019	11% 41%
					2020	0% 30%
都道府県 政令市等	2,119	1,474 (70%)	734 (35%)	645 (30%)	2016	68% 92%
					2017	44% 83%
					2018	39% 80%
					2019	12% 44%
					2020	1% 32%
市区町村	757	302 (40%)	135 (18%)	455 (60%)	2016	39% 68%
					2017	25% 49%
					2018	16% 36%
					2019	4% 28%
					2020	0% 20%
合計	3,761	2,320(62%)	1,163(31%)	1,441(38%)		完了済 着手済

※直近5年間(2016～2020年度)の点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕等措置(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(2020年度末時点)

↑:2020年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

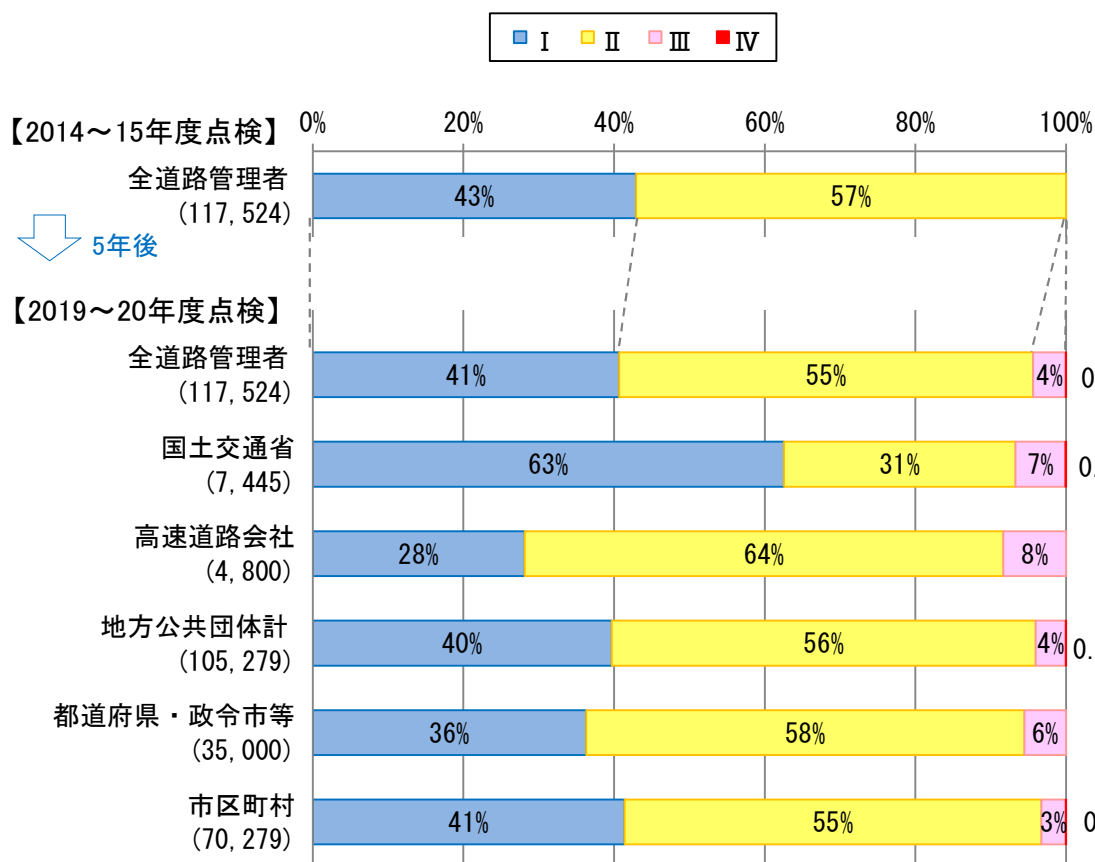
2016年度点検実施(4年経過):80%、2017年度点検実施(3年経過):60%、2018年度点検実施(2年経過):40%、2019年度点検実施(1年経過):20%、2020年度点検実施(0年経過):0%



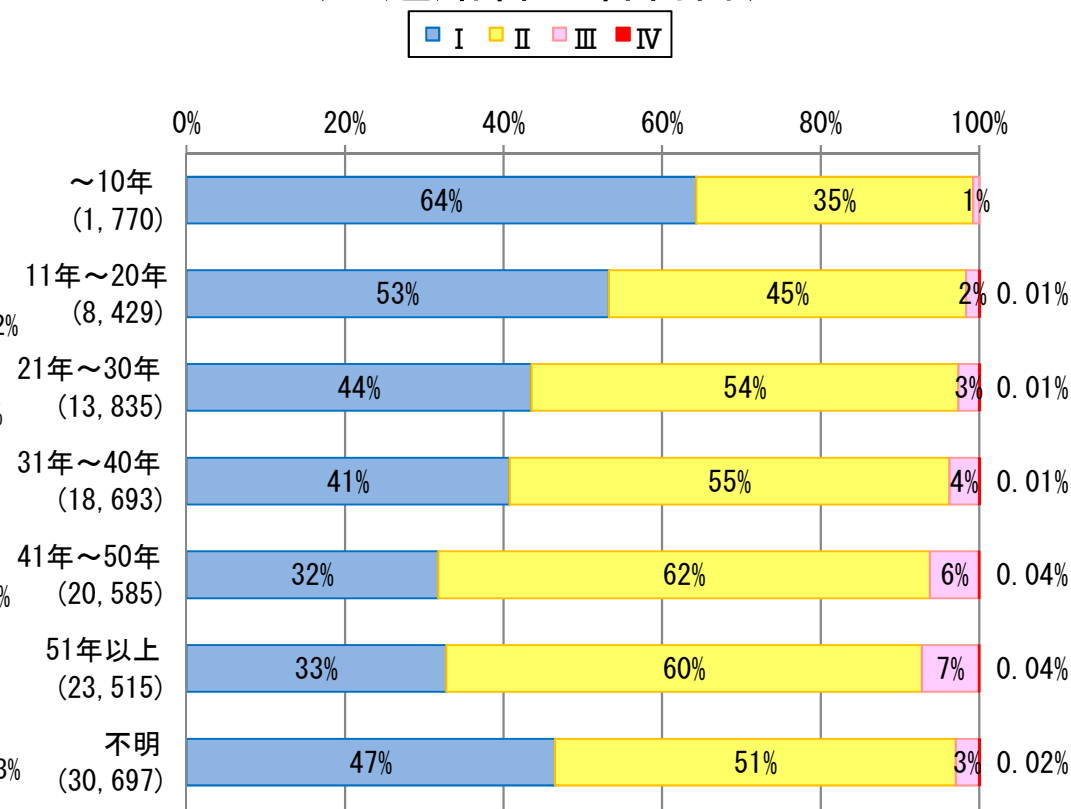
# 橋梁の点検結果の遷移状況

- 1巡目の2014年度及び2015年度点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態(判定区分Ⅰ・Ⅱ)と診断された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度及び2020年度点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)へ遷移した橋梁の割合は全道路管理者合計で4%。
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

## 道路管理者別の遷移状況



## 建設後経過年数別の遷移状況 (全道路管理者合計)



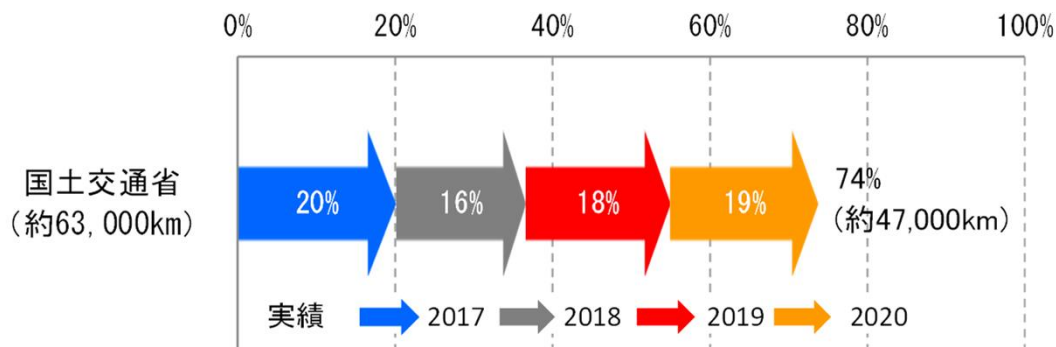
※( )内は、1巡目点検(2014年度及び2015年度)の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度及び2020年度に点検を実施した橋梁の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

# 舗装の点検・修繕等措置の実施状況(国土交通省)

- 国土交通省が管理する道路では、2017年度より舗装点検を行っており、2020年度末時点の点検実施率は約74%と着実に進捗しています。
- 判定区分Ⅲ(修繕段階)の割合は、アスファルト舗装は14%、コンクリート舗装では6%となっています。
- 判定区分Ⅲとなった区間のうち、修繕等を実施した区間の割合は、アスファルト舗装で15%、コンクリート舗装で5%であり、道路利用者の安全安心の確保や、ライフサイクルコスト低減のため、効率的な修繕を実施する必要があります。

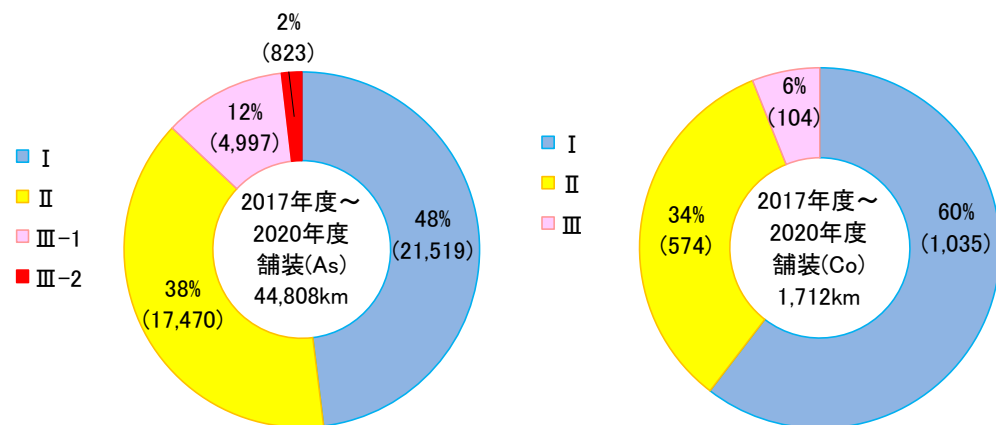
## ■舗装の点検実施率(国土交通省管理)



## ■舗装の判定区分の割合(国土交通省管理)

アスファルト舗装の健全性判定区分  
(延べ車線延長ベース)

コンクリート舗装の健全性判定区分  
(延べ車線延長ベース)



※延べ車線延長：点検対象となる車線延長の合計  
※四捨五入の関係で、合計値と一致しない場合がある。

## ■直轄管理道路の舗装における修繕等措置の実施状況

舗装種別	判定区分	修繕必要 (A)	修繕着手済 (B) (B/A)	工事着手済 (C) (C/A)	修繕完了 (D) (D/A)
アスファルト	Ⅲ	5,820 km	868 km (15%)	835 km (14%)	819 km (14%)
	うち、Ⅲ-1	4,997 km	753 km (15%)	724 km (14%)	714 km (14%)
	うち、Ⅲ-2	823 km	114 km (14%)	112 km (14%)	105 km (13%)
コンクリート	Ⅲ	104 km	5 km (5%)	4 km (4%)	2 km (2%)
合計	-	5,924 km	873 km (15%)	839 km (14%)	821 km (14%)

※四捨五入の関係で、合計値と一致しない場合がある。

## 判定区分(アスファルト舗装・コンクリート舗装)

<アスファルト舗装>

判定区分	説明
I	健全
II	表層機能保持段階
III	修繕段階
III-1	表層等修繕
III-2	路盤打換等

<コンクリート舗装>

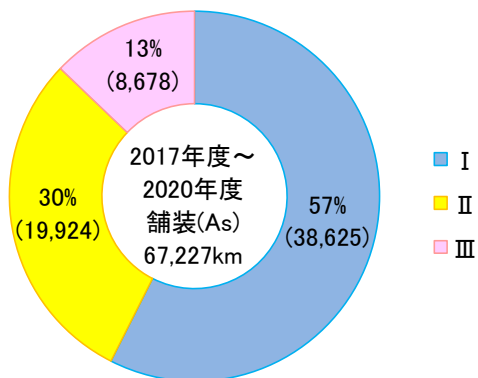
判定区分	説明
I	健全
II	補修段階
III	修繕段階

# 舗装の点検・修繕等措置の実施状況(地方公共団体)

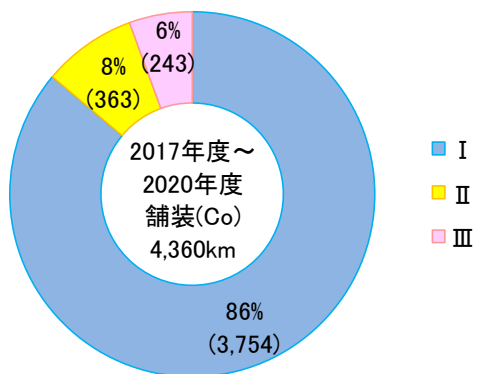
- 国土交通省では、地方公共団体に対する技術的助言として2016年度に舗装点検要領を示しています。
- この点検要領に準じて、2017～2020年度に地方公共団体が点検を実施した延長は、アスファルト舗装：約67,227km、コンクリート舗装：約4,360kmとなっています。
- 判定区分Ⅲ(修繕段階)の舗装延長は、アスファルト舗装：約8,678km、コンクリート舗装：約243kmです。
- このうち、修繕等措置に着手した区間の割合は、アスファルト舗装で16%、コンクリート舗装で10%であり、道路利用者の安全安心の確保や、ライフサイクルコスト低減のため、効率的な修繕を実施する必要があります。

## ■ 地方公共団体における舗装の点検実施状況

アスファルト舗装の健全性判定区分  
(延べ車線延長ベース)



コンクリート舗装の健全性判定区分  
(延べ車線延長ベース)



## ■ 地方公共団体管理道路の舗装における修繕等措置の実施状況

舗装種別	判定区分	修繕必要 (A)	修繕着手済 (B) (B/A)	工事着手済 (C) (C/A)	修繕完了 (D) (D/A)
アスファルト	Ⅲ	8,678 km	1,352 km (16%)	1,167 km (13%)	1,048 km (12%)
コンクリート	Ⅲ	243 km	25 km (10%)	22 km (9%)	22 km (9%)
合計	-	8,921 km	1,377 km (15%)	1,189 km (13%)	1,070 km (12%)

### 判定区分(アスファルト舗装・コンクリート舗装)

#### <アスファルト舗装>

判定区分	説明
I	健全
II	表層機能保持段階
III	修繕段階

#### <コンクリート舗装>

判定区分	説明
I	健全
II	補修段階
III	修繕段階

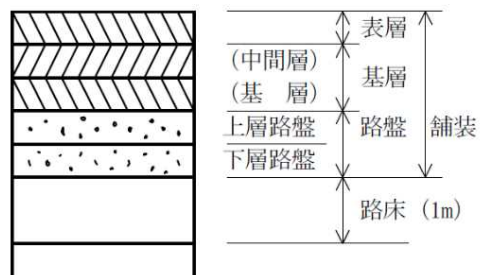
※舗装点検要領(2016年10月国土交通省道路局)に準じて点検及び健全性の診断を実施している地方公共団体を対象に集計  
 ※2017～2020年度の4年間の点検により判定区分Ⅲと診断された延長(延べ車線延長)  
 ※延べ車線延長：点検対象となる車線延長の合計  
 ※幅員5.5m以下の生活道路を含む

# 舗装の損傷事例

## <アスファルト舗装>

### 判定区分Ⅲ：修繕段階

損傷レベル大：ひび割れやわだち掘れ、縦断凹凸等が生じており、表層あるいは路盤を含めた舗装打ち換え等の修繕措置が必要な状態



ひび割れ



わだち掘れ



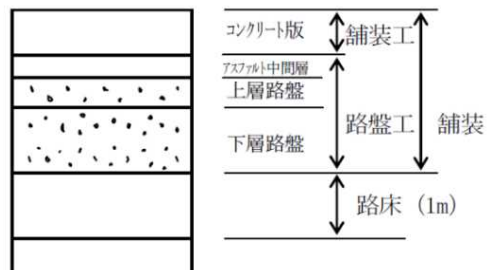
縦断凹凸

<アスファルト舗装の構成と各層の名称>

## <コンクリート舗装>

### 判定区分Ⅲ：修繕段階

損傷レベル大：コンクリート版において、版央付近又はその前後に横断ひび割れが全幅員にわたっていて、一枚の版として輪荷重を支える機能が失われている可能性が高いと考えられる状態、または、目地部に段差が生じたりコンクリート版の隅角部に角欠けへの進展が想定されるひび割れが生じているなど、コンクリート版と路盤の間に隙間が存在する可能性が高いと考えられる状態



<コンクリート舗装の構成と各層の名称>





# 全国道路構造物情報マップ(損傷マップ)

○ 老朽化対策状況の更なる見える化を図るため、直近5年間(2016年度～2020年度)の点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁、トンネル、道路附属物等の諸元や点検結果、措置状況等を地図上で閲覧できる「全国道路構造物情報マップ(損傷マップ)」を初公開。

**施設区分**

橋梁

**道路管理者区分**

高速道路会社  
国土交通省  
都道府県、政令市、道路公社  
市区町村

**その他条件**

対策状況

措置未着手  
措置着手済  
措置完了済

**概要情報**

種類: 橋梁  
施設名称: 两国橋  
フリガナ: (ウツリ)カシ  
路線名: 国道14号  
管理者区分: 国  
管理者名: 関東地方整備局  
管理事務所名: 東京国道事務所  
都道府県: 東京都  
市町村: 中央区  
位置(緯度): 35.694439  
位置(経度): 139.787997  
架設年度: 1932  
橋長(m): 165.5  
幅員(m): 24.5  
点検実施年度: 2016  
判定区分: Ⅲ  
措置状況: 措置着手済

**区間属性**

交通調査基本区間番号: 13300140010  
世代管理番号: 00  
道路種別: 3: 一般国道  
路線名: 一般国道14号(京葉道路)  
管理区分: 1: 国土交通大臣  
区間延長(km): 0.3  
道路状況調査単位数: 13100-13010  
車線数: 6  
交通調査単位数: 13100-13010  
平成27年度調査交通量(非観測)別: 2: 非観測(推定)  
個別調査観測適用の別: 1: 活用あり  
12・24時間観測の別: 2: 24時間観測地点  
観測12時間交通量(金庫上下計)(台): 34,856(推定値)  
24時間交通量(金庫上下計)(台): 51,935(推定値)  
観測12時間大型車進入率(%): 11.1(推定値)  
車道幅員(m): 0.75  
旅行速度調査単位数: 13100-13010  
道路時旅行速度(上り)(km/h): 7.4  
道路時旅行速度(下り)(km/h): 17.0  
観測非道路時旅行速度(上り)(km/h): 9.9  
観測非道路時旅行速度(下り)(km/h): 25

**施設アイコンをクリックで諸元・点検データ等の表示が可能**

**施設・管理者ごとの表示や、対策状況・判定区分で色分け表示が可能**

**平成27年度全国道路・街路交通情勢調査の重ね合わせ・区間属性の表示が可能**

**一覧表形式での表示や検索が可能**

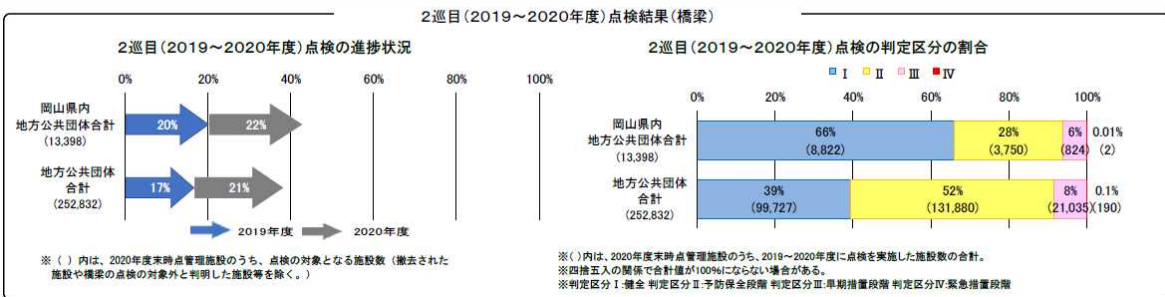
位置情報	路線	橋名	路線名	路線	管理者	管理区分	行政区域	起点の位置	架設年度	橋長(m)	幅員(m)	点検実施年度	老朽化対策に関する措置状況
	MAP	橋梁	錦糸橋	(E1395)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	43.02150E 141.94658E	2008	279	13	2020年度	措置未着手
	MAP	橋梁	角田橋(橋)	(B994)(A11)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	43.02708E 141.82267E	1959	13	8.5	2019年度	措置完了済
	MAP	橋梁	角田橋(歩下)	(B994)(A99)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	43.02699E 141.82271E	1978	13	2.5	2019年度	措置完了済
	MAP	橋梁	第2号橋	(F12730)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	43.03847E 141.92227E	1962	8	12.2	2020年度	措置完了済
	MAP	橋梁	由仁線橋	(J13047)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	43.00811E 141.78671E	1966	31.3	11	2019年度	措置未着手
	MAP	橋梁	鹿長沼橋	(E13134)(F1)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	42.99811E 141.60893E	1959	9.4	10.9	2020年度	措置未着手
	MAP	橋梁	緑道橋	(F13134)(F1)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	42.99942E 141.62946E	1995	31.5	16.5	2020年度	措置完了済
	MAP	橋梁	電号橋(橋)	(E13796)(F1)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	43.00316E 141.66519E	1991	33.1	12	2020年度	措置完了済
	MAP	橋梁	深沼橋	(F13163)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	43.68531E 142.17718E	2001	65.5	13	2019年度	措置未着手
	MAP	橋梁	増田橋	(E2715)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	43.70122E 142.17719E	1963	6	10.4	2019年度	措置未着手
	MAP	橋梁	9号橋	(F2716)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	43.29965E 141.68533E	1972	2	10	2017年度	措置完了済
	MAP	橋梁	月形大橋	(F1934)(F1)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	43.33018E 141.69936E	2013	821	11	2019年度	措置未着手
	MAP	橋梁	新倉川橋	(F1978)(F1)	国道丸根少須線	都道府県	北海道	43.23575E 141.73611E	1968	8	10	2019年度	措置未着手



# 各都道府県における道路管理者毎の老朽化対策状況

○ 各都道府県における道路管理者毎(国土交通省、高速道路会社、都道府県、市区町村)の老朽化対策状況(橋梁、トンネル、道路附属物等の判定区分や措置状況等)を視覚化した情報を初公開。

## 岡山県における橋梁の老朽化対策の状況



## 判定区分Ⅲ・Ⅳ施設の修繕等措置の状況(2020年度末時点)

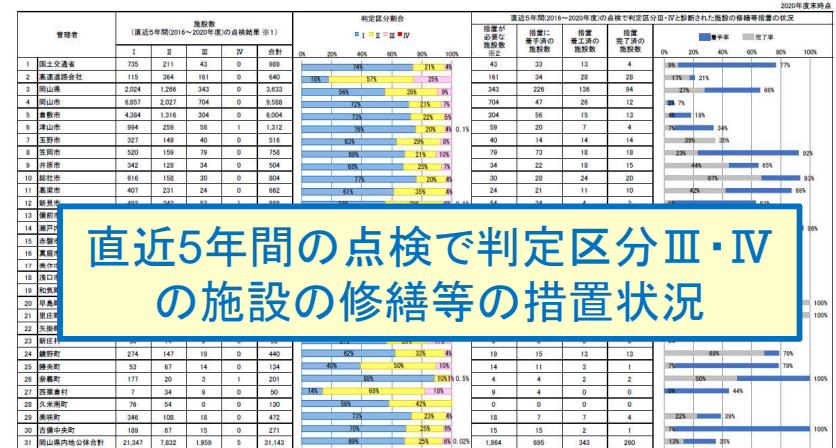
○直近5年間(2016~2020年度)の点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	措置に着手済の施設数 C (C/A)	措置完了済の施設数 D (D/A)
岡山県内地方公共団体合計	1,964	695 (35%)	343 (17%)	260 (13%)
地方公共団体合計	54,918	21,378 (39%)	11,702 (21%)	8,698 (16%)

○1巡目の点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	措置に着手済の施設数 C (C/A)	措置完了済の施設数 D (D/A)
岡山県内地方公共団体合計	2,082	902 (43%)	590 (28%)	505 (24%)
地方公共団体合計	62,836	34,419 (55%)	25,297 (40%)	21,912 (35%)

## 岡山県における橋梁の老朽化対策の状況



## 1巡目(2014年度~2018年度)点検で判定区分Ⅲ・Ⅳの施設の修繕等の措置状況

